

芦屋市男女共同参画団体協議会規約

(名称)

第1条 この会の名称は、芦屋市男女共同参画団体協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、市内を拠点に社会的活動をする団体が、自らの活動を基礎としつつ、相互にネットワークを図りながら、共生を視点においた活動を展開することを目的とする。

(構成)

第3条 協議会は、前条の目的に賛同し、かつ、芦屋市男女共同参画センターに登録する団体によって構成する。

2 協議会の活動は、協議会を構成する団体に所属する会員によって行う。

(事業)

第4条 第2条の目的を達成するために政治、宗教、営利を除く次の事業を行う。

- (1) 共生を視点とした意識啓発に関する事業の企画、実施
- (2) 共生に関する意識調査、研究
- (3) 団体相互の連携、情報交換
- (4) その他、目的達成に関する事業

(幹事団体、事務及び任期)

第5条 協議会に幹事団体（以下「幹事」という。）を置き、その任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 幹事は複数とし、代表幹事団体（以下「代表幹事」という。）が協議会の運営を統括する。
- 3 幹事は、代表幹事を補佐して協議会を主体的に運営する。
- 4 幹事の内2団体は会計、監査を兼ねるものとする。

(幹事の選出)

第6条 幹事は総会で選出する。

- 2 代表幹事は幹事会で互選する。

(会議)

第7条 会議は、総会及び幹事会とする。

2 総会は、年1回開催する。ただし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

3 総会の議決権は1団体1つとし、出席団体の過半数により決する。

4 幹事会は、必要に応じて開催し、会議の決議は、出席者の過半数により決する。

(会の決定事項)

第8条 総会及び幹事会は、次の事項を決定する。

2 総会は、規約の改正及び事業計画・事業報告、予算・決算に関する事項

3 幹事会は、総会で決定した事項及び協議会の運営に関する事項

(入会及び退会)

第9条 協議会に加入する団体及び退会する団体は、幹事会に報告するものとする。

(経費)

第10条 経費は、会費、寄付金、補助金、事業収益等をもって充てる。

2 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会費)

第11条 会費は、1団体につき、年1,000円とする。

(連絡先)

第12条 連絡先を、芦屋市男女共同参画センター内に置く。

(定めのない事項)

第13条 この規約に定めるものの外、協議会の活動について必要な事項は総会等において決定する。

附 則

この規約は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成14年11月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年6月1日から施行する。